

臺灣私設鐵道用地地租免除規則

これは「くろがねのみら」が臺灣總督府報（官報）から鉄道関係の記事を抜粋したものです。内容は記述そのまま旧かな使いで転記しています。なお転記の際には注意していますが、この資料の内容の正確性は担保しません。内容に付いての誤りについてお気づきの方はご連絡いただければ幸いです。

平成二十三年一月二十三日 初版

臺灣總督府報 第一百十三號

○律 令

臺灣總督府評議會ノ議決ヲ經タル臺灣私設鐵道用地地租免除規則勅
ヲ得テ茲ニ之ヲ發布ス

明治三十年七月二日

臺灣總督 男爵乃木希典

律令第七號

鐵道用地地租免除規則

第一條 旅客及荷物運輸營業ノ目的ヲ以テ敷設スル鐵道用地ハ其地
租ヲ免除スル

第二條 左ニ掲クルモノヲ以テ鐵道用地トス

第一 線路ニ當ル敷地但其幅員ハ築堤切取架橋等工事ノ必要ニ應
シテ定ムルモノトス

第二 停車場及之ニ附屬スル車庫貨物庫等ノ建築用ニ供スル土地
第三 前項ノ構内ニ常住ヲ要スル驛長車長及機關方等ノ家宅番人
小屋等ノ建築用ニ供スル土地

第四 鐵道布設又ハ運輸ニ要スル車輛器具ヲ製作修繕スル機械場
及同上ノ資材器具ヲ貯藏スル倉庫ノ建築用ニ供スル線路ニ
沿ヒタル土地